

人材誘致・定住対策促進事業（地域振興課）

1. 相談支援窓口の設置

- (1) 目 的 地域振興課内に移住定住（U J I ターン）に係る相談支援窓口を設置することにより、移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や子育て世代を中心に市域外から鳥取市への定住を促進する。
- (2) 窓 口 の 名 称 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口
フリーダイヤル：0120-567-464（専用電話）
移住・交流情報ガーデン ☎ 0857-30-6631
- (3) 設 置 日 平成18年9月1日
- (4) 主 な 業 務 ①情報（交流体験、住宅、就業等）の収集・管理業務
②中山間地域の空き家（非居住住宅）の確保・紹介業務
③窓口相談業務
④新規移住定住希望者の開拓
- (5) 相談員の配置 各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かな伴走型の支援を行うため、平成18年12月から「定住促進・Uターン専任相談員」を1名配置。以降、年次的に増員し、現在3名体制としている。平成28年1月10日から移住・交流情報ガーデンを設置し、移住定住コンシェルジュを2名配置、合計5名の相談員となっている。
- (6) 相談・移住の状況【3月末時点】（速報値）

区 分 \ 年 度		H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
窓口対応延べ件数（件）		262	764	1,086	1,384	1,363	1,220	1,419	1,211	1,442	1,429	1,204
相談登録者数（世帯）		92	175	241	331	297	396	380	383	489	484	447
移 住 者 数	（世帯）	5	32	59	59	73	107	100	160	200	178	119
	（人）	7	71	136	133	166	237	214	288	351	326	188
区 分 \ 年 度		H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6		合 計	
窓口対応延べ件数（件）		1,109	920	1,119	899	1,016	1,065	842	1,381		21,135	
相談登録者数（世帯）		515	389	449	223	168	287	233	272		6,251	
移 住 者 数	（世帯）	371	341	262	279	323	324	306	362		3,660	
	（人）	487	464	359	389	462	458	451	507		5,694	

2. 情 報 の 発 信

- (1) WEB：鳥取市公式ホームページ、鳥取市移住定住ポータルサイト（とっとりコネクト）、各種SNS（鳥取市移住・交流情報ガーデンInstagram、とっとりつながりインフルエンサーグランプリInstagram、地域振興課公式X、鳥取市公式LINE等）
- (2) 市報・支所だより、田舎暮らし専門誌等
- (3) 鳥取市定住促進パンフレット
- (4) 県外イベント

ふるさと回帰フェア、鳥取県 I J U ターン相談会など、移住定住促進にかかる各種県外イベントに鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口を臨時開設。

3. 主な移住定住者への支援策

(1) 移住定住空き家運営業務委託事業（平成25年6月～）

地域団体等に移住定住空き家運営管理を委託し、中山間地域の空き家情報の収集や本市空き家バンクへの登録をすることで、地域の空き家の利活用を促進するとともに、田舎暮らしを希望する移住定住者の増加を図る。また、地域団体が登録空き家と移住希望者のマッチングに関わることで、地域と移住希望者のミスマッチを防ぐとともに、移住定住者の増加による地域の振興が期待できる。現在、鳥取（明治地区）、福部、河原（西郷地区）・用瀬（用瀬地区）・佐治・気高（浜村地区・逢坂地区）・鹿野・青谷地域で取り組んでいる。

令和7年3月末の空き家登録数：11件（売買のみ1件、賃貸のみ7件、売買・賃貸3件）

(2) U・J・Iターン者住宅利活用推進事業（平成27年4月～）

本市の空き家バンクに登録された物件に、移住者が入居することをきっかけとして改修や家財道具を処分する者に対し、40万円を限度として補助。

（令和6年度実績 4件）

(3) お試し定住体験事業（6棟/①～④5日間までは一律6,000円。6日目以降は1日につき1,200円を加算）

移住を検討されている方に、体験施設で鳥取暮らしを試していただく。

- ・中心市街地 ①ペット同伴可マンション1室（鳥取市本町）（平成28年1月～）
- ・用瀬地域 ②空き家提供住宅1棟（平成25年6月～）
- ・佐治地域 ③旧職員住宅1棟（平成19年6月～）
- ・気高地域 ④旧駐在所1棟（平成27年4月～）
- ・鹿野地域 ⑤・⑥湯川住宅団地・温泉付新築住宅2棟（平成22年4月～）（別の料金設定）

（令和6年度実績①～④ 32組、延べ389日利用）

(4) 地域おこし協力隊事業（平成26年4月～）

人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資することを目的とし地域おこし協力隊を積極的に配置する。

＜配置状況＞5名（令和7年5月31日現在）…気高地域1名、鹿野地域1名、国府地域1名、用瀬地域1名、佐治地域1名

(5) 地域プロジェクトマネージャー事業（令和6年6月～）

本市において地域を活性化させる重要プロジェクトを実施する際に、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間をまとめ上げ、当該プロジェクトを強力に推進する人材を配置するため、地域プロジェクトマネージャーを設置する。

＜配置状況＞1名（令和7年5月31日現在）…河原地域1名

(6) Uターン支援登録制度（平成27年8月～）

登録いただいた方に、本市の「しごと」、「住まい」、「暮らし」等の最新情報を提供する。

（令和6年度実績 延べ624件登録 252世帯 423名 移住）

(7) ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会（平成27年10月～）

特にUターンを促進するため官民連携による連絡会を発足。情報共有や新たな施策の検討を行う。

(8) 鳥取移住オーダーメイドプラン（令和4年9月～）

移住希望者の要望に沿った移住体験プランをオーダーメイドで作成することで、移住後の生活イメージの具体化の支援を行う。

（令和6年度実績 1組1名）

(9) 鳥取市避難者への住宅支援事業（平成28年11月～）

平成23年3月11日以降に発生した激甚災害により本市に避難された方が、本市に定住する目的で住宅の新築、購入、改修をされる場合、その費用の一部を補助する。

（令和6年度実績 0件）

(10) 鳥取市ふるさと移住支援金（令和5年4月～）

東京圏から鳥取市へ移住し、対象求人に新規就業した方や鳥取県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方等に対し、移住支援金を交付。（交付額：単身60万円、2人以上世帯100万円 ※18歳未満の者を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人あたり100万円を加算）

(11) 鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金（令和3年4月～）

県外から鳥取市へ移住した世帯のうち、子どもを除く世帯員に満39歳以下の者がおり、①結婚10年以内②妻が妊娠中③高校入学前の子どもがいる、のいずれかに該当する世帯に対し、奨励金を交付。（交付額：①は世帯5万円 ②及び③は世帯10万円）

（令和6年度実績 24件）

★2025年版第13回住みたい田舎ベストランキング若者・子育て世代で上位！

（いなか暮らしに関心のある人のための専門誌である「(株)宝島社 田舎暮らしの本2025年2月号」)

部門別ランキング（人口10万人以上20万人未満の市部門）

- 総合部門 第9位
- 子育て世代部門 第7位
- 若者世代・単身者部門 第7位
- シニア世代部門 第16位

第1回～12回 鳥取市総合部門ランキングの状況（宝島社『田舎暮らしの本』出典）			
2013年版 第1回 第2位	2014年版 第2回 第8位	2015年版 第3回 第2位	2016年版 第4回 第9位
2017年版 第5回 第1位	2018年版 第6回 第4位	2019年版 第7回 第1位	2020年版 第8回 第2位
2021年版 第9回 第7位	2022年版 第10回 総合部門 休止	2023年版 第11回 第8位	2024年版 第12回 第11位

※2018年版以降は、大きなまち（人口10万人以上）グループでのランキング

※2021年版は、大きな市（人口10万人以上）グループでのランキング

※2022年版は総合部門ランキング休止（各部門は人口5万人以上20万人未満）

※2023年版以降は、人口10万人以上20万人未満のまちグループでのランキング

特色あるまちづくりの推進（地域振興課）

1. グリーンツーリズム事業の推進

本市には、山陰海岸ジオパークをはじめ、豊かな自然や歴史的な遺産、伝統芸能や文化財があり、地域資源を有効に活用してグリーンツーリズムの取り組みを各地域で展開し、地域の活性化を促進する各種活動を行なうことにより、本市中山間地域の活性化につなげる。

(1) 鳥取市グリーンツーリズム連絡会の活動支援

鳥取市グリーンツーリズム連絡会（平成18年7月設立 NPO法人グリーンツーリズムもちがせほか7団体で構成）の活動を支援し、グリーンツーリズムの推進を図る。

(2) 鳥取市中山間地域魅力ある民泊推進事業補助金（平成30年10月～）

民泊を活用した特色ある宿泊事業に地域ぐるみで取り組む事業者等に対し、滞在施設の整備及び体験メニュー開発等の費用の一部を補助する。

2. 新市域の振興

新市域の活性化を図るため、総合支所の地域振興機能を強化するとともに地域振興未来会議との連携により特色ある地域振興に取り組んでいる。地域住民との協働を基本としたそれぞれの地域における振興策を実施している。

中山間地域の振興（地域振興課）

1. 鳥取市中山間地域対策強化方針

中山間地域では、人口の減少や少子高齢化の進展などによって、安全・安心な暮らしの確保や、農林水産業の維持・振興、地域づくりなどが難しくなっているのが現状である。このため、中山間地域の振興と活性化を図ることを目的として「鳥取市中山間地域対策強化方針」を平成22年3月に策定した。その後も総合計画と連動させながら、必要に応じ、本強化方針を見直して取り組むこととしている。

中山間地域対策強化方針（令和3年度～令和7年度版）の概要

- (1) 目 標 いつまでも暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取
- (2) 強化施策
 - ① 安心して暮らし続けることのできる地域の維持
 - ② 地場産業の活性化と雇用の確保
 - ③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進
 - ④ 交流による活性化と移住定住の推進

2. 鳥取市過疎地域・中山間地域人材養成事業

令和6年度鳥取市過疎地域・中山間地域人材育成事業「とっとりリーダーアカデミー」を民間に委託し、全体研修会、エリア別地域実践ゼミ、テーマ別専門ゼミ、横串連携ゼミ、麒麟のまち交流ゼミを実施した。

本事業は、平成23年度から令和4年度までの12年間実施した「とっとりふるさと元気塾」及び「とっとりふるさとリーダーアカデミー」で育成したリーダーの更なるステップアップに繋がる支援の継続と、今後意欲を持って地域の活性化に取り組もうとする新しい人材の養成を目指して、研修や交流、地域連携などを通じた、ひとづくり・人材養成の強化を図るものである。

・リーダー認定者数384人（平成26年度～令和6年度までの累計）

3. 中山間地域振興に係る各種補助事業

(1) 輝く中山間地域創出事業

地域住民自らが、地域の課題解決や活性化のために取り組む活性化計画の策定及び計画に基づいた

ソフト事業を支援する。また、中山間地域の資源を活用した市街地住民（まち）と中山間地域住民（むら）との交流を支援する。（令和6年度計画策定1団体、ソフト事業実施7団体）

(2) 中山間地域・買い物支援事業（移動販売車導入・運営支援、買い物福祉サービス支援）

中山間地域における買い物困難地域の買い物環境の改善を図るため、平成24年度より日用品10品目以上を取り扱う移動販売車の導入及び運営を支援している。

平成29年度からは、移動販売事業と見守りサービスを組み合わせた買い物福祉サービス支援事業を実施し、中山間地域の安心安全な生活の確保を図っている。（令和6年度移動販売車運営支援団体：4団体、買い物福祉サービス支援団体：3団体）

(3) 中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業

中山間地域において、地域における新たな産業を創出するため、地域資源を活用した特産品づくりや販売関連施設整備など地域住民の活力を引き出すようなコミュニティビジネスを開始しようとする取り組みを支援する。

(4) 中山間地域遊休施設活用支援事業

中山間地域の遊休施設（空き店舗・空き校舎・空き倉庫等）を活用し、地域住民のコミュニティの再生を図る取り組みをハード・ソフト両面から支援する。（令和6年度遊休施設活用支援団体：1団体）

4. 鳥取市中山間地域振興推進員設置事業

平成24年度から鳥取市中山間地域振興推進員を地域振興課へ配置し、中山間地域の振興事業に関する下記の業務に取り組んだ。

- ①中山間地域における集落の現状等の情報収集
- ②県・市、そのほか関係機関との連絡調整、相談窓口
- ③中山間地域振興に関連した各種補助事業の案内や事業実施時の支援
- ④中山間地域振興にかかる先進事例の調査、情報提供および研修の受講

5. 辺地総合整備計画・過疎地域持続的発展計画

(1) 辺地総合整備計画

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」に基づき、交通条件及び自然的、経済的諸条件に恵まれない山間地域等を辺地区域として指定し、当該地域と他地域との生活水準等の格差是正のため、市道や農林道、消防施設や観光施設などの公共的施設を整備促進することを目的として総合整備計画を策定している。

【辺地指定区域】

- ・高路、河内、岩坪
- ・国府町栃本、上地
- ・河原町神馬、北村
- ・鹿野町河内
- ・佐治町奥佐治、津無
- ・青谷町絹見

(2) 過疎地域持続的発展計画

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に基づき、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が他地域と比較し十分でない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の持続的発展、人材の確保及び育成、

雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与すること等を目的として、過疎地域持続的発展計画（令和３年度～令和７年度）を策定している。

【過疎指定地域】

・ 福部地域、河原地域、用瀬地域、佐治地域、青谷地域

6. 地域振興未来会議

令和６年度末をもって終期を迎えた地域振興会議に代わり、令和７年度より、旧８町村地域を対象に地域振興未来会議を設置した。

地域振興未来会議は、地域住民が主体となって地域課題の解決に向けて議論するとともに、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進することを目的とし、地域別又は合同で開催する。

地域振興未来会議：８地域（それぞれ概ね年６回）

（地域振興未来会議の所掌事務）

- ・ 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討すること。
- ・ 市に対して必要に応じ地域振興に関する提案を行うこと。
- ・ 地域未来プランの進捗管理を行うこと。

（組織及び任期）

地域ごとに12人以内をもって組織し、任期は２年とする。

（設置期間）

令和７年４月１日から令和12年３月31日（５年間）

会議の開催状況

地域審議会（H 16～H 26 ８地域延べ 605回）、地域審議会会長会（H 16～H 26 合計23回）

	R 4	R 5	R 6
地域振興会議(H 27～R 6) (８地域延べ)	46回 (うちブロック 会議１回)	54回 (うちブロック 会議０回)	60回 (うちブロック 会議１回)
地域振興会議会長会	２回	２回	２回

新市域の振興（地域振興課）

1. 地域未来プランの推進

平成26年度に策定した「鳥取市新市域ビジョン」の計画期間が終了し、令和７年度からは「地域未来プラン」を施行することとなった。計画期間は令和７年度から令和11年度末までの５年間である。地域未来プランは、地域の現状（位置・地勢・人口の状況等）や、特性や地域資源を踏まえ、地域課題解決や地域活性化についてどのように取り組んでいくかを示すものであり、地域の未来を描いたプランと、地域振興を図るための具体的な実施計画を各総合支所ごとに作成した。当計画については、地域振興未来会議等で事業の進捗管理を行っていく。

2. 支所長会議

本庁及び総合支所間の連携を緊密にし、各種業務上の課題等を協議することにより、市政の円滑な執

行と新市域の振興を図ることを目的に年8回程度（議会月を除く月）に開催する。

会議の開催状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(予定)
支所長会議	12回	11回	12回	10回	11回	8回	7回	6回	8回

協働のまちづくり（協働推進課）

1. 自治基本条例の推進

本市では、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月から施行しており、その後は、鳥取市市民自治推進委員会からの答申に基づき、変化する社会情勢に適合するよう必要に応じて条例改正を行っている。

本条例の自治の基本原則に基づき、市民がまちづくりに主体的に関わる取り組みの推進を図っており、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」（平成22年3月策定）に基づき、事業を実施している。

引き続き、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りつつ、令和4年3月に策定した「協働のまちづくりガイドライン」（令和7年3月改定）に沿って市民と行政による協働のまちづくりを一層推進することとしている。

2. 地域の未来づくり懇談会

市民と市職員が直接意見交換することにより、地域と行政が一体となって地域課題の解決に取り組み、「協働のまちづくり」の推進を図っていく。

3. 公民連携デスク

民間事業者等による市政課題の解決、市民生活の充実及びまちの新たな価値の創出等につながる提案を受け付け、事業化を推進することにより、民間事業者等との協働のまちづくりの推進を図っている。

地域コミュニティ（協働推進課）

「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題の解決に向けて取り組みを進めていく。

令和3年度から、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、希望する地区を対象として、まちづくり助成事業と生涯学習委託事業等を一本化する取組を実施している。

1. 地域運営組織運営助成事業

○交付対象者…協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織（まちづくり協議会）

○交付対象事業…地域運営組織の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業

- ① 組織運営のための勉強会や情報提供
- ② その他組織運営につながる事業

- 補助率…10/ 10
- 交付限度額… 5 万円

2. 協働のまちづくり助成事業

- 交付対象者…協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織（まちづくり協議会）
- 交付対象事業…地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業
 - ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
 - ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
 - ③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業
- 補助率… 4 / 5
- 交付限度額…40万円
- 会計年度任用職員に替えて事業費支援を選択する場合、交付限度額を80万円（補助率 10/ 10）とする。

3. 協働のまちづくり一括交付助成事業

- 交付対象者…協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織（まちづくり協議会）
- 交付対象事業…地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図るため、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進することを目的に実施する事業
- 補助率…10/ 10
- 交付限度額…93万 5 千円に拠点運営費（各地区公民館の設置区域の人口により変動）を合わせた額
- 会計年度任用職員に替えて事業費支援を選択した場合、交付限度額を133万 5 千円に拠点運営費（各地区公民館の設置区域の人口により変動）を合わせた額とする。
- また、協働のまちづくり助成事業との重複はできない。

自治会支援（協働推進課）

1. 自治会補助金

住民自治の基本単位である自治会の活動を支援し、自治会組織の強化育成、地域住民による自主的な地域づくりを推進するため、自治会に対して、鳥取市自治連合会を通して、活動補助金を交付する。

交付基準…均等割35,000円、世帯割700円

2. 地 区 要 望

年に一度、自治連合会がとりまとめた各町内会からの要望に対して、各担当課が検討を行い、翌年度の予算要求に反映させるとともに、実施の可否について回答する。また、過年度分の要望の進捗状況についても各町内会に適宜報告する。

令和7年度地区要望件数 774件

3. コミュニティ活動支援事業

地域コミュニティの充実、強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目指すため、住民の自主性及び主体性に基づいた町内会等による地域活動を支援する。

- 交付対象者…合同町内会、単位町内会
- 交付対象事業…地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する次の事業
 - ①地域コミュニティ推進事業（補助率 3/4）
 - ②町内会加入促進事業（補助率 10/10）
- 交付限度額…3万円

4. 地域コミュニティ除雪活動支援事業

大雪時に町内会等が行う生活道路確保のための自主的な除雪活動を支援する。

- 交付対象者…合同町内会、単位町内会
- 交付対象事業…町内会等が自主的に行う生活道路の除雪活動
- 補助率…3/4
- 交付限度額…5万円

5. 集会所補助事業

地域コミュニティの拠点施設として、会議、集会等を行う集会所を自治会が建築、取得（購入）、賃借する場合に、建設費・取得費・賃借費の一部を助成する。

- 補助要件
 - ・補助対象経費…新築、増改築、修繕、取得又は賃借に係る経費。冷暖房設備費（新規整備に限る。）、附帯施設費及び設計監理委託費を含む。ただし、土地取得費は対象にならない。また、新築、増改築、修繕又は取得にあつては補助対象経費の額が50万円未満の場合、冷暖房設備の新規整備にあつては補助対象経費の額が10万円未満の場合又は50万円を超える場合の50万円を超える部分は、対象とならない。
 - ・補助率及び補助限度額…補助率は補助対象経費の1/3で、上限額は1,000万円（過去に受けた補助金の額を含む）。ただし、賃借の場合の上限額は、月額15,000円（10年を限りとする）。

6. 認可地縁団体の認可・証明

町内会等の申請に基づき、地縁団体（法律では「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」）の認可・証明を行う。

令和7年4月1日現在の認可地縁団体数…240団体

市民活動、市民運動（協働推進課）

1. 市民活動の促進

(1) 市民まちづくり提案事業助成金

住みやすいまちづくり、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に補助金を交付する。

- 自主事業部門
 - ・補助率：本助成金の交付回数に応じて変更（1回目10/10、2回目4/5、3回目3/4）、上限額10万円

(2) 市民活動拠点「アクティブとっとり」

ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体の活動促進と交流を図るため、活動場所の提供や活

動支援、相談、情報収集などを行う施設として、さざんか会館内に設置している。

○開館時間 9：00～22：00

（日曜日～火曜日は21時まで）

○年中無休（年末年始を除く。）

(3) 社会奉仕活動等補償制度

市民が安心してボランティア活動、市民活動に取り組めるよう、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けている。

(4) 市民活動表彰制度

市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進するために表彰制度を設けている。

2. 市民意識の高揚と市民運動の推進

(1) 鳥取市市民運動推進協議会

鳥取市市民運動推進協議会は、まちを美しくする企画・運動、美化運動を自主的に実践する団体の支援などの事業を通じ、美しく住みよいまちづくりをめざし、市民が主役となって取り組む運動を推進している。

・清掃美化活動の推進

各地域で一斉清掃日を定め、住みよい生活空間の創造のために清掃美化活動を展開する。

地域の環境美化活動を行うボランティア団体への支援を行う。

(2) 河川等を守る各種市民活動団体の運動

市内の河川、湖山池、鳥取砂丘の美化推進を目的とした団体として、狐川を美しくする会（狐川）、湖山池を守る会（湖山池）、鳥取砂丘美化運動協議会（鳥取砂丘及び船磯・青谷海岸）があり、関係住民が自主的に各区域の清掃活動等を実施し、実践活動を通して、不法投棄の防止と環境保全のモラルの高揚を図っている。

交通安全対策（協働推進課）

1. 鳥取市交通安全計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、第11次鳥取市交通安全計画（令和5年度～令和9年度）を策定している。この計画は、鳥取市交通安全対策会議が策定する、鳥取市及び関係機関、団体が講ずべき陸上交通の安全施策の大綱である。

2. 鳥取市交通安全指導員の設置

児童、園児の通学などの道路交通の安全保持及び安全運動の推進を図るため、昭和43年11月に鳥取市交通安全指導員を設けた。令和7年4月1日現在定数は88人

3. 鳥取市交通安全対策協議会

市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するために、昭和56年4月に設置された。構成団体は、鳥取市、鳥取・智頭・浜村警察署、（一財）鳥取県交通安全協会鳥取地区協会・智頭地区協会・浜村地区協会、鳥取市交通安全指導員会、鳥取市自治連合会、鳥取市

老人クラブ連合会等の交通安全関係団体である。

防 犯 対 策（協働推進課）

1. 防犯対策事業

(1) 自主防犯活動に対する取組み

平成18年1月に施行した「鳥取市安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」により、犯罪発生 of 未然防止のための施策を計画的に推進している。

さらに、基本計画の施策を計画的かつ効率的に推進していくための実施指針として「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」を定め、市民、事業者、警察、その他関係団体等の連携を図りつつ、個別具体的に必要な取組みを進めていく。

○自主防犯活動団体への支援

- ・ベスト及びキャップの支給…1団体合計20着以内
- ・活動補助金の支給…1団体上限額10万円

○自主防犯活動団体等の表彰

- ・年間を通じて防犯活動を継続して行われている団体等

(2) 防犯カメラ整備の取組み

犯罪の発生を抑えるため、令和3年2月に作成した「市有施設防犯カメラ整備方針」により、関係者と防犯カメラ整備に向けて協議し、プライバシー保護に配慮しつつ、計画的に整備していく。

2. 防犯灯設置事業

防犯灯とは、夜間の犯罪を未然に防ぐことを目的として、歩道を照らす位置に設置する照明器具である。必要書類を揃えて市へ申請することで市が設置を行い、維持管理は各自治会が行う。

(1) 新規設置

防犯灯が無い場所への設置。

- ①共架型…中国電力電柱・NTT柱に共架。
- ②ポール型…集落管理の有線用柱や引込柱への添架。
- ③屋側型…家屋の壁面に設置。（自治会が家主の申請時に持主の同意書提出が必要）

(2) 取替申請

各自治会管理の蛍光灯（水銀灯）防犯灯からLED灯へ取替。取替費用の2割を自治会が負担する。

※新規・取替のいずれも、市が選定したLED防犯灯を設置。

※設置後の向きの変更・移設ならびに撤去は自治会で行う。

地区公民館の管理・運営等（協働推進課）

1. 地区公民館の管理・運営

地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置づけ、平成20年4月から地区公民館の管理・運営事務の一部を市長部局が補助執行していたが、令和6年4月から条例改正により地方自治法に基づく施設

となり、市長部局が直接管理・運営事務を行っている。現在は、60地区公民館と1分館の体制で業務を執行している。なお、佐治地区においては、令和3年4月から地域のNPO法人が指定管理者となってコミュニティセンターを管理運営することに伴い、公民館機能も担っている。

主な地区公民館の業務は、次のとおり。

- ① 生涯学習事業（各種学級、講座）の実施
- ② 地区の自主的な社会教育、文化サークルの活動支援
- ③ 公民館施設の管理・運営
- ④ まちづくり協議会の事務局

2. 鳥取市公民館連合会

地区公民館の職員を会員として組織する「鳥取市公民館連合会」の事務局を協働推進課に置き、自発的な研究及び活動を通じて公民館の健全な発展を図る。鳥取市公民館連合会は、自主的な調査・研究をはじめ、鳥取市から次の業務を受託して実施している。

○地区公民館生涯学習事業

広 聴（市民総合相談課）

1. 市政提案～市長への手紙～

市政への市民参画を促進し、市民の市政に対する提案を積極的に施策に反映させることを目的として、平成14年8月から実施。市役所各庁舎、各総合支所、各地区公民館など市内82カ所に専用用紙と封筒を配置し、郵送または持参・ファックス・電子メール・電子申請いずれかの方法で提案を受け付け、書面または電子メールで回答している。

令和6年度実績 受付案件数 200件

《提案内容の検討結果》

分 類	案 件 数
実 施 済	36 件
実 施 予 定	14 件
検 討	8 件
実 施 困 難	25 件
参 考 意 見	104 件
他 の 所 管	6 件
そ の 他	7 件
計	200 件

（令和7年3月末現在）

◎これまでに実現した主なもの

- ・ 駅南庁舎の2階から3階に上がる階段に現在の手すりより低い手すりを設置
- ・ 鳥取市芸術家バンクの登録要件の緩和
- ・ 骨髄移植後の任意予防接種費用の助成対象者年齢制限の廃止
- ・ 119番通報時に現場の映像を送信できるLINE 119の導入
- ・ 地震による通電火災の回避のための感震ブレーカーの設置経費補助

2. 陳 情 ・ 要 望

団体などからの行政支援を求める声を市政に届けるため実施。陳情・要望内容は文書で市長あてに提出していただき、文書で回答している。

令和6年度実績 受付案件数 43件

《要望内容の検討結果》

分 類	件 数
実 施 済	7 件
実 施 予 定	3 件
検 討	7 件
実 施 困 難	3 件
参 考 意 見	15 件
他 の 所 管	7 件
そ の 他	1 件
計	43 件

(令和7年3月末現在)

3. 市民政策コメント

市が重要な政策を決める際、その原案を市民に公表し、郵便・電子メール・ファックス・持参・電子申請のいずれかの方法によって市民からの意見等を受け付け、寄せられた意見等に対する市の考え方・反映状況等を公表した上、政策形成に反映をさせる。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
案 件 数	25件	6件	13件	16件	12件
意見等受付件数	406件	32件	133件	195件	307件

4. 鳥取市コールセンターの運営

市の業務や各種制度、手続き等についての市民からの問い合わせを、電話、ファクス、電子メールにより受け付けし、FAQ（よくある質問とその回答）などを基にした回答や、窓口への取次ぎなどの総合案内業務を行っている。

■運 営 日 年中無休

■運 営 時 間 開庁日 午前8時30分から午後6時まで

閉庁日 午前9時から午後5時まで

■運 営 実 績 入電件数 54,502件

応答件数 52,209件

サービス品質管理指標

応答率 96.7%（指標90%以上）

一次応答率 98.6%（指標90%以上）

平均応答時間 6秒（指標9秒以内）

利用者満足度 4.8（指標5段階評価で4以上）

市民総合相談（市民総合相談課）

1. 市 民 相 談

本庁舎、各総合支所に総合相談窓口を設け、市政に関する市民からの相談・意見・質問などを面談や電話・メール・電子申請等により受け付け、各担当課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行っている。回答については、相談内容により即答できる案件はその場で回答するほか、調査等の必要がある場合も、受付から概ね7日以内に電話・文書・電子メールなどで回答することとしている。

令和6年度実績 受付件数 482件

2. 無料法律相談

社会生活や人間関係の複雑多様化に伴い、市民の日常生活にさまざまな法律に関する問題が発生している状況を受け、市民の福祉向上と権利の擁護を目的として、県弁護士会に委託し、本庁舎で、無料法律相談を毎月4回（定員各5名）実施している。

令和6年度実績 相談件数 229件

3. 専門相談

本庁舎において士業等による専門的な相談会を実施し、市民の福祉向上に寄与している。

相談内容	相談員	実施	令和6年度相談件数
社会保険・年金などに関すること	社会保険労務士	毎月1回	17件
土地境界等に関すること	土地家屋調査士		14件
土地・建物の価格や資料に関すること	不動産鑑定士	4・10月	13件

4. くらし110番

市民生活の安心と市民福祉の向上に寄与することを目的として、NPO法人への委託により「くらし110番相談窓口」を設置し、市民の日常生活における疑問、困りごとなどについて相談を受けている。

令和6年度実績 受付件数 771件

消費生活対策（市民総合相談課）

1. 消費生活相談

平成21年度から、悪質商法や多重債務などの相談に対応する「消費生活相談窓口」を新設した。

平成28年4月には、消費者安全法の一部改正に伴い、市民の消費生活の安定と向上を図るため、「鳥取市消費生活センター」を独立し、設置した。

消費生活センターでは、面談及び電話等で相談を受け問題解決に向けた助言などを行うとともに、高度な法律知識が必要な相談などについては、定期的に県弁護士会と連携して相談を実施している。

また、消費者被害防止等を図るため、地域や団体等からの要請を受けて、出前講座などの啓発事業に取り組んでいる。

令和6年度実績 相談受付件数 1,123件

かしこい消費者になるための出前講座 開催件数 28件

2. 消費者教育・啓発の推進

消費者教育推進法の施行を受けて、誰もが自立した消費者として安全安心で豊かな消費生活を営むことができるよう、平成30年3月に本市の消費者教育推進計画である「鳥取市消費生活プラン」を策定、

令和3年3月に改定し、消費者教育・啓発のより一層の充実を目指す。

また、鳥取市消費者行政審議会を開催し、消費者教育推進のための意見交換、事業の実績評価や計画の推進に向けた検討を行った。

令和6年度実績

消費者啓発講座開催（寸劇事業を含む）（28回）

小中学生親子を対象とした講座開催（3回）

消費者啓発パネル展の開催（33回）

通話録音機能付電話機等の購入助成（33件）

3. 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

平成26年6月の消費者安全法の改正により、高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保協議会（見守りネットワーク）を設置することが可能となった。

本市では、関係機関が連携し、全ての市民の消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、令和5年12月に、「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」を設置した。高齢者や障がい者等への見守りに関わる方への啓発活動を行うとともに、見守りに関わる組織をつなぐネットワークを活用し、連携による見守り体制の充実を図る。

4. 鳥取市消費者団体連絡協議会

本市では、消費者行政推進の観点から、消費生活問題に自ら取り組む団体である「鳥取市消費者団体連絡協議会」に対し、活動の支援を行っている。

また、平成24年度から取り組んでいる「消費者寸劇」を、平成27年度から委託事業とし、積極的な啓発を推進している。

- ・設 立：昭和50年3月
- ・目 的：市民の消費生活に関する各種調査、研究などの諸活動を通じて知識の向上を図り、自ら進んで解決、改善へと展開させ市民への啓発活動に推進発展させると同時に行政へ反映させ、併せて経済活動の推進を期し、市民の消費生活の安定と向上を図る。
- ・補助金：協議会に対し補助金を交付し、消費者団体の活動を通じた市民の消費生活の安定・向上を促進するとともに、組織の充実強化を図る。
- ・委託事業：出前講座（消費者寸劇）による啓発活動 令和6年度実績 実施回数20回

公益通報者保護（市民総合相談課）

公益通報者保護法及び鳥取市公益通報取扱要綱に基づき、市内の労働者から通報された公益通報（事業者内部の法令違反行為）について法令に基づく措置、その他必要な措置をとり、公益通報者の保護と事業者の法令順守を図る。

市民総合窓口（市民課）

1. 概 要

令和元年10月、本庁舎の移転に伴い3つの総合窓口（市民総合窓口、福祉総合窓口、税総合窓口）を設置した。市民総合窓口は、住民票等証明書の交付及びマイナンバーカード等の手続きに加え、市民のライフイベント（住所異動や戸籍届出等）に関連する手続きを取り扱う窓口としてスタートした。

2. 主な事務

戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、マイナンバーカード事務

3. 主な機能

- ・総合窓口支援システムを活用した他課業務との情報連携
必要な手続きの自動判定、申請書のプレプリント、手続き案内の出力等
- ・番号発券システムの導入
複数業務の一括受付によるスムーズな窓口案内、画面表示と呼出音声による案内、web機能による混雑情報と交付案内
- ・住民異動受付システムの導入
タブレットを用いて住民異動届を作成するシステムで、来庁者の「書く」ことの負担軽減を図る。
また、異動に伴う手続きで必要な複数の申請書などへ、入力した住所・氏名が印字される。

4. 窓口業務の民間委託（平成31年4月～）

- ・ハイカウンターによる受付業務（番号発券）
- ・証明書発行業務（受付、作成、交付）

5. 開庁時間

- ・平日：8時30分～17時15分（火曜のみ8時30分～19時）
- ・休日：第2、第4日曜日8時30分～17時15分
※祝日・年末年始を除く

6. 業務提携

- ・郵便局
令和5年8月から、市内の12郵便局において、マイナンバーカードの申請サポート業務を実施。また、令和6年11月から市内の3郵便局において、マイナンバーカードの電子証明書関係業務の委託を開始した。
- ・コンビニ交付
平成29年6月から導入し、マイナンバーカードを利用して戸籍謄抄本・戸籍の附票の写し・住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書が全国のコンビニで取得できるようになった。
また、令和7年3月から本庁舎、総合支所にキオスク端末を計2台設置し、繁忙期の窓口混雑解消、証明書請求手続きの簡略化を図るとともに、以後のコンビニ交付への誘導に繋げ、住民の利便性の向上、マイナンバーカードの取得促進を図っている。

7. その他のサービス

- ・鳥取市オリジナル「婚姻届」及び「出生届」用紙の作成
- ・本人通知制度
- ・申請書の統合

世帯数・人口等

(3月31日現在)

種別\年度	R 5 年度	R 6 年度	対前年比
世 帯 数	81,756	81,891	100.2%
人 口 数	180,123	178,010	98.8%
本 籍 数	84,165	83,533	99.2%
本籍人口数	200,254	198,021	98.9%

各種証明書・届出等取扱件数（有料分）

種別\年度		R 5 年度	R 6 年度	対前年比
証明書等	戸籍謄抄本	29,682	24,173	81.4%
	除籍謄抄本	25,587	20,554	80.3%
	その他戸籍証明	2,046	2,022	98.8%
	住民票の写し等	66,434	63,754	96.0%
	戸籍の附票	5,162	4,842	93.8%
	閲覧	2,403	3,491	145.3%
	印鑑証明	44,444	43,599	98.1%
	税証明	21,447	20,795	97.0%
	マイナンバーカード(再)	556	909	163.5%
	公的個人認証(再)	556	909	163.5%
	小計	198,317	185,048	93.3%
戸 籍	出生	1,167	1,105	94.7%
	死亡	2,443	2,540	104.0%
	婚姻	612	621	101.5%
	離婚	266	279	104.9%
	養子縁組	86	94	109.3%
	養子離縁	31	32	103.2%
	入籍	206	218	105.8%
	転籍	354	267	75.4%
	その他	321	311	96.9%
	小計	5,486	5,467	99.7%
住民登録	転入	3,574	3,491	97.7%
	転出	4,084	4,075	99.8%
	転居	3,898	3,618	92.8%
	その他	1,180	1,291	109.4%
	小計	12,736	12,475	98.0%
印 鑑	印鑑登録・変更・廃止	4,272	4,174	97.7%
	登録証再交付	986	976	99.0%
	小計	5,258	5,150	97.9%
マイナンバーカード交付件数（累計）		141,868	145,888	—
マイナンバーカード交付率		77.40%	80.51%	—

総 合 案 内（市民課）

- ・総合案内職員とフロアコンシェルジュを配置し、庁舎の総合的な案内業務及び来庁者対応を行う。
- ・平成31年4月から、質の高い市民サービスを効率的かつ安定的に提供するため、業務を民間に委託している。

生 活 環 境 業 務（生活環境課）

1. 鳥取市環境基本計画等の推進と環境マネジメントの取り組み

本市の環境部門の最上位計画である「第3期鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進に取り組んだ。

また、当計画において「2050年までの脱炭素社会の実現を目指す」ことを表明したことを踏まえ、「鳥取市脱炭素ロードマップ」を策定し、本市の温室効果ガス排出構造と2050年までの道筋を定量的に明らかにするとともに、脱炭素に向けた取り組みを加速させていくこととした。

令和6年度には、ロードマップに定めたシナリオに基づき、第3期鳥取市環境基本計画の温室効果ガス削減目標値を35%から46%に見直しを図った。

併せて、「第4期鳥取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間 令和3年度～12年度）に基づき、市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。

これらの計画については、本市の環境マネジメントの役割を担っている「鳥取市環境基本計画等推進本部」のもと、庁内の関係部局による横断的な施策の総合調整、環境指標の確認、施策・計画の実施状況の取りまとめ等を行いながら本市の環境政策を進めていく。

2. 自 然 保 護

「鳥取市自然保護及び環境保全条例」に基づく指定

- ・修景緑化街区 「若桜街道」ほか2地区
- ・自然緑地保護地区 「久松山」
- ・動植物保護地区 「カジカ生息地」ほか2地区
- ・保存樹木・保存樹林 「真教寺 男松・女松」ほか22か所

3. 再生可能エネルギー政策

鳥取市太陽光発電事業

本市では、「第3期鳥取市環境基本計画」において、再生可能エネルギーの利用を重点項目として位置付け、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止の観点から、本市における電力の地産地消を推進するため、市有地を有効活用した太陽光発電事業に積極的に取り組んでいる。

平成26年3月に鳥取市青谷町いかり原太陽光発電所（鳥取市青谷町早牛613-25ほか）が完成し、電気事業の円滑な運営及び適切な施設管理を図っている。

いかり原太陽光発電所の稼働状況（令和6年度実績）

最大出力 609.84kW（太陽光パネル 242W×2,520枚）

令和6年度年間売電量/ 616,370kWh

令和6年度売電収入/ 26,215,371円

4. こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブが行う環境学習・活動に対して、対象となる経費の一部に補助を行っている。

年度	登録クラブ数	会員数（名）
平成27年度	16	1,497
平成28年度	12	1,295
平成29年度	14	1,611
平成30年度	12	1,169
令和元年度	12	1,034
令和2年度	7	624
令和3年度	9	694
令和4年度	7	720
令和5年度	6	706
令和6年度	5	514

5. 「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」の周知

ポイ捨て、歩行喫煙、飼い犬のふんの放置等の禁止を周知し、マナー、モラルの向上ときれいなまちづくりのため、パトロール、清掃を実施している。

6. 墓地、埋葬等に係る事務

円護寺墓地、いなば墓苑、末恒墓苑、丸山墓地、第二いなば墓苑、福部墓苑、寺住霊園、姉泊墓地、下坂本墓地、出合墓地の10か所の市営墓地の管理を行っている。

(R7.3.31時点)

墓 地 名	設 置 年 月	区 画 数	使用許可数	残 数
第二いなば墓苑（1期分）	平成13年10月	811	811	0
第二いなば墓苑（2期分）	平成19年7月	739	739	0
第二いなば墓苑（3期分）	平成29年9月	1,177	552	625
第二いなば墓苑（合葬式）	平成19年7月	—	258	—

7. 生 活 衛 生

生活衛生関連施設の衛生水準を維持・向上させるため、関連法令に基づき、下記施設等に対する監視指導を行っている。

(令和7年3月31日現在)(単位:箇所、件)

区 分		対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要		
				施設数	件数	処分等件数		
						告発	処分	文書 指導
営業 関係 施設	旅 館 業	(132)	(4)					
		364	13					
	興 行 場	(0)	(0)					
		9	0					
	公 衆 浴 場	(14)	(0)					
		62	2					
	理 容 所	(46)	(0)					
		275	0					
	美 容 所	(84)	(0)					
		653	16					
	出 張 理 容	(18)	(0)					
		132	0					
	出 張 美 容	(38)	(0)					
		275	4					
その他 の施設	住 宅 宿 泊 事 業	(15)	(4)					
		20	6					
	ク リ ー ニ ン グ 所	(22)	(0)					
		132	1					
	化 製 場 等	(0)	(0)					
		3	0					
計		(369)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		1,925	42	0	0	0	0	0

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

廃棄物適正処理推進業務（生活環境課）

1. 一般廃棄物の処理

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

資源回収を中心とした再資源化・減量化を推進するとともに、家庭から排出されるごみの細分別化による再資源化・減量化を行っている。平成9年度から全市を対象に7種7分別によるごみの分別収集を開始した。平成14年度からペットボトルを、平成15年6月から古紙類（新聞、書籍・雑誌、ダンボール）を追加したことにより、令和4年度末まで9種13分別が市民に定着した。令和5年4月から、プラスチック資源を地域内で全量リサイクルすることを目的とし、食品トレイをプラスチックごみに集約し、更に、令和6年4月から、ライター・スプレー缶・カセットボンベ・電池一体型製品（電池が取り外せないもの）など、火災の原因となるものを「有害ごみ」として収集を開始した。

また、分別の不徹底の解消や作業の安全性の確保、及び可燃ごみの減量化を推進するため、平成14年10月から市の指定袋制度を実施していたが、さらなる減量化・再資源化の推進を目的として、平成19年10月から家庭ごみの有料指定袋制度を開始している。

その他、家庭から出る生ごみ減量化のための家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度（令和6年度52件）や、資源の有効活用を図るため市内14カ所の回収ボックスで行う使用済小型家電回収（令和

6年度回収総量18.5トン）等を実施している。

(2) ごみ収集・搬入量（令和6年度実績）（令和7年3月31日現在）

計画収集人口（人）	178,010
総世帯（世帯）	81,891

区 分	収集・搬入量（t）	備 考
可燃ごみ	44,642	
古紙類	487	
資源ごみ	1,216	
プラスチックごみ	2,607	令和5年度から食品トレイを含む
ペットボトル	441	
小型破碎ごみ	1,010	
有害ごみ	47	
乾電池等	60	
使用済小型家電	19	
木くず・生ごみ等	1,801	
大型ごみ（不燃物）	415	
合 計	52,745	

(3) 再資源化等推進事業の実績（令和6年度実績）

区 分	回 収 量
新 聞 (kg)	641,897
雑 誌 (kg)	521,721
ダ ン ボ ー ル (kg)	428,762
牛 乳 パ ッ ク (kg)	6,760
布 類 (kg)	7,369
ア ル ミ 缶 (kg)	60,956
金 属 類 (kg)	7,686
計 (kg)	1,675,151
ビ ン 類 (本)	1,082
ビ ン 類 (kg) [(本) × 0.475kg]	514
合 計 (kg)	1,675,665
奨 励 金 額 (円)	9,889,692
登 録 団 体	355

(4) し尿処理事業

昭和29年頃から2～7業者による許可制で収集が行われていた。この間、業者は、乱立、統合を繰り返し、業者間の過当競争による、し尿の不法投棄、不当料金など市民生活に混乱を招く事態となったため、市議会にし尿問題に関する調査特別委員会が設置された。特別委員会では、業界の実情、業者統合の可能性及び統合の条件などを総合的に調査検討し、その結果をふまえて業者間の統合を図り、

昭和45年7月に市が全額出資する財団法人鳥取衛生公社を設立した。以降、鳥取衛生公社（現 公益財団法人鳥取市環境事業公社）に全面委託していた。平成16年の市町村合併に伴い市内全域を四つの収集区域に分け、鳥取・国府地域は委託制により委託業者が、その他地域は許可制により許可業者が収集を行っていたが、平成23年4月から鳥取・国府地域の収集体制を委託制から許可制へ移行し、全市許可制に統一した。

市内全域から収集したし尿は、東部広域行政管理組合が運営する因幡浄苑で処理している。なお、新市域においては、し尿の効率的な運搬のため、市町村合併以前から存続する福部、用瀬、気高の3カ所の中継槽に集約し、因幡浄苑へ搬入している。

2. ごみ処理施設

施設名	所在地	建設年月日	敷地面積	建築面積	処理能力
リンピア いなば (ごみ焼却 処理施設)	鳥取市河原 町山手925番 地	着工 令和元年8月19日 竣工 令和5年3月31日	43,408㎡	工場棟 5,249㎡ 管理棟 544㎡ 附属棟 429㎡	240 t / 24 h (120 t / 24 h × 2 炉)
リファレン いなば (リサイクル 啓発施設)	鳥取市伏野 2220番地	着工 平成7年5月30日 竣工 平成9年3月20日	事業面積 248,346㎡	1,660㎡	リサイクル啓発設備 (リサイクル情報、体 験、展示等)
環境クリーン センター (不燃物中間 処理施設)		着工 平成7年5月30日 竣工 平成9年3月20日		1,975㎡	資源ごみ選別設備 33 t / 日 プラスチックごみ選 別設備 17 t / 日 小型破碎ごみ破碎選 別設備 10 t / 日 大型資源ごみ破碎選 別設備 20 t / 日 ペットボトル圧縮梱 包設備 3.6 t / 日 白色トレイ保管設備 0.65 t / 日
埋立処分場 (不燃物最終 処分場)		着工 平成6年9月2日 竣工 平成9年3月20日		—	35,400㎡ (容量 520,000㎡)
浸出水 処理施設 (水処理施設)		着工 平成6年9月2日 竣工 平成9年3月20日		386㎡	190㎡ / 日

3. し尿処理施設

施設名	所在地	建設年月日	敷地面積	処理能力
因幡浄苑 (鳥取県東部広域行政管 理組合 し尿処理施設)	鳥取市秋里 1037番地1	着工 平成9年1月21日 竣工 平成12年3月31日	12,170㎡	し尿・浄化槽汚泥 150kl / 日 (内50kl / 日は下水道圧送) 集落排水汚泥 50kl / 日 (受入、脱水処理のみ)

環境保全推進業務（環境保全課）

1. 公害防止に関する取組み

国民の健康を保護するとともに快適な生活環境を保全するために、環境関連の法律に基づき以下の事業に取り組んでいる。

- (1) 水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するため事業場等の監視指導を行うとともに、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況の常時監視を行っている。
- (2) 大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀及び粉じんの排出等を規制するため、大気の汚染に関し事業場等の監視指導を行うとともに、大気の汚染状況を常時監視している。
- (3) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、事業場等の監視指導を行っている。
- (4) 土壌汚染対策法に基づき、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を遵守させること等により、土壌汚染対策を実施している。
- (5) 光化学オキシダント緊急時対策マニュアル及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策マニュアルを策定し、緊急時の体制を整えている。
- (6) 市民からの公害苦情には、丁寧な聞き取りを実施するとともに、原因及び原因者を調査し、関係法令に係る場合は事業者緊急対策及び恒久対策を策定し対応するよう指導している。
- (7) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視している。

令和6年度の監視等の状況

（令和7年3月31日現在）（単位：箇所、件）

区 分		対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要
				施設数	件数	処分等件数			
						告発	処分	文書 指導	
大気 関係	法	令	(69)	(1)					排出基準超過 1 件（ふっ 素、ほう素）
			434	8					
	条	例	(4)	(0)					
			5	0					
水質 関係	法	令	(389)	(13)					
			916	37	1	1		1	
	条	例	(64)	(0)					
			214	0					
石綿 関係	法	令	(4)	(4)					
			16	17				1	
	条	例	(16)	(3)					
			181	28				1	
ダイオキシン類関係 (法 令)			(2)	(1)					
			26	4					

騒音	法	令	278	1					
	条	例	154	0					
振動	法	令							
			123	1					
計			(548)	(22)	(0)	(0)	(0)	(0)	
			2347	96	1	1	0	0	3

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

2. 水質保全に関する取組み

- (1) 油流出事故等水質汚染事案並びに魚類へい死事案に係る、緊急調査及び原因究明調査を行っている。
- (2) 湖山池の水質改善に向けて、平成24年3月から湖山池水門を開放し、塩分導入を行い環境保全に取り組んでいる。また、同年1月に定めた湖山池将来ビジョンの目標達成に向けた計画である湖山池水質管理計画を策定し、事業者や住民などと、より一層の連携のもと、水質改善施策を図っている。

3. 生活衛生

公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とし、生活衛生関連施設の衛生水準を維持・向上させるため、関連法令に基づき、下記施設等に対する監視指導を行っている。

令和6年度の監視等の状況

(令和7年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区 分		対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要			
				施設数	件数	処分等件数			主な違反事項等の概要
						告発	処分	文書 指導	
その他の施設 営業関係	特 定 建 築 物	(1)	(0)						
		96	0						
	建築物登録事業所	(4)	(0)						
		56	13						
温泉 関係	利 用 施 設	(10)	(0)						
		70	7						
計		(15)	(0)						
		222	20						
検査	特定建築物飲料水	(0)	(0)						
		0	0						
計		(0)	(0)						
		0	0						

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

4. 産業廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、次の取り組みを行っている。

- (1) 産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設等に関する監視指導
- (2) 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例に基づく監視指導
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく監視指導
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づく監視指導

区 分		対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要		
				施設数	件数	処分等件数		
						告発	処分	文書 指導
し尿処理施設		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		1	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		1	0	0	0	0	0	0
ごみ処理施設		(2)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		21	39	0	0	0	0	0
一般廃棄物最終処分場		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		2	13	0	0	0	0	0
産業廃棄物排出事業所等			(17)	(2)	(3)	(0)	(0)	(2)
		-	78	14	25	0	0	14
産業廃棄物処理業者 (収集運搬業、処分業)		(6)	(6)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)
		61	82	5	4	0	0	5
産業廃棄物中間処理施設 (処理業、自己処理)		(14)	(20)	(1)	(5)	(0)	(0)	(1)
		87	147	2	7	0	0	2
産業廃棄物最終処分場 (処理業、自己処理)		(1)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		9	46	0	0	0	0	0
使用済物品回収業者		(3)	(16)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		31	36	0	0	0	0	0
自動車 リサイクル 関連施設	引 取 業	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		41	10	0	0	0	0	0
	フロン類 回 収 業	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		19	10	0	0	0	0	0
	解 体 業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		7	10	0	0	0	0	0
	破 碎 業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		6	12	0	0	0	0	0
計		(28)	(72)	(4)	(9)	(0)	(0)	(4)
		286	483	21	36	0	0	21
廃棄物関係検査	一廃最終処分場 水 質	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		2	10	0	0	0	0	0
	産廃最終処分場 水 質	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		8	26	0	0	0	0	0
	廃棄物焼却施設 焼 却 灰	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		7	7	0	0	0	0	0
	そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		2	2	0	0	0	0	0
計		(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		19	45	0	0	0	0	0

(注) 監視・検査施設数は延件数を記載した。

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

5. 不法投棄対策

廃棄物適正処理推進指導員（警察OB）・鳥取県警からの出向職員を配置し、不法投棄現場の調査、

撤去指導等を行うとともに、監視カメラ等の機器を不法投棄多発現場に設置し、投棄者の調査、不法投棄の防止等に活用している。

また、東部不法投棄対策連絡協議会を開催し、鳥取県、県東部各町、警察等の関係機関とともに、不法投棄事案の円滑な処理及び不法投棄の防止措置対策について協議している。

不法投棄事案の処理状況（※廃棄物適正処理推進指導員が確認した件数）

区 分	R 4	R 5	R 6
鳥取市	25	23	20
岩美町	6	5	5
八頭町	1	5	0
若桜町	3	2	3
智頭町	0	2	2
合 計	35	37	30